

## 第 7 2 号議案

ふじみ野市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する  
条例

ふじみ野市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 項から第 7 項まで」を「第 5 項から第 8 項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 8 月 3 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

土地改良法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 4 3 号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。